

厚生労働省発生食 0517 第 3 号
令和 3 年 5 月 1 7 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 田村 憲久
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

JPAo007 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ



JPAo007 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「JPAo007 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ」については、令和3年4月30日付けでノボザイムズジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Aspergillus oryzae* IF04177 株を宿主とし、*Aspergillus oryzae* IF04177 株由来のカルボキシペプチダーゼ遺伝子の導入等を行った JPAo007 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼである。

3. 酵素の機能

本品目は、タンパク質及びペプチドをカルボキシ末端から分解する酵素である。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、タンパク質加水分解物の苦み除去及び風味向上の目的で加工助剤として用いられる。用途は既存のカルボキシペプチダーゼと変わらない。

5. 海外の状況

本品目は、申請者が米国食品医薬品局(FDA)GRAS(Substances Generally Recognized as Safe)の自己認証済である。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。